

## 本校の校訓

- 友 愛 優しさと思いやりのある人になろう。  
研 学 自ら求めて学ぶ人になろう。  
勤 労 人生を拓き社会に貢献する人になろう。

## 沿革の概要

大正15年	4月	1日	鹿児島県小根占実科高等女学校
昭和6年	6月	4日	鹿児島県小根占実業学校
昭和6年	4月14日		甲種昇格
昭和16年	4月	9日	鹿児島県根占実業学校
昭和18年	4月	1日	県立移管 鹿児島県立根占実業学校
昭和21年	3月31日		鹿児島県立根占農林学校
昭和23年	4月	1日	学制改革 鹿児島県立根占高等学校
昭和29年	4月	1日	鹿児島県南大隅高等学校
昭和31年	4月	1日	鹿児島県立南大隅高等学校

## 学校生活についての一般心得

1. 生徒は常に生徒証を携帯しなければならない。

2. 学校生活のおもな時刻

- |              |         |
|--------------|---------|
| (1) 始業時刻     | 8時30分   |
| (2) 放課時刻     | 16時00分  |
| (3) 下校時刻     | 17時00分  |
| (4) 部活動の下校時刻 |         |
| 3月～9月        | 18時30分※ |
| 10月～2月       | 17時30分※ |

※ただし、顧問がついている場合30分だけ延長できる。

### 3. 校内生活

- (1) 始業の5分前までには登校するように努め、入室、着席しておく。また、決まった時刻までには下校する。
- (2) 欠席・遅刻・事故・通院・その他問題が生じた場合は必ず学校に連絡する。やむを得ない場合を除き、必ず保護者が連絡すること。
- (3) 遅刻の場合は「遅刻届兼入室許可願」に記入し、指導を受けてから教室へ入室する。早退の場合は「早退届」を記入し、必ず提出する。また、授業中の入退室の際は、教科担任の許可を得ること。
- (4) 保健室を利用する場合は「保健室連絡カード」を記入し、必ず提出する。
- (5) やむを得ず学校外に出なければならないときは、担任等の許可を得ること。
- (6) 教室に教科書・ノート類を残して帰らない（ただし、許可された物は除く）。
- (7) 学校生活に必要なものを学校に持ってこない。
- (8) 不必要な貴重品・お金を学校に持ってこない。
- (9) 校内放送、校内掲示には留意して、達示を見落とさないように心掛けること。
- (10) 生徒が校舎内外に掲示する物及び新聞、機関紙等の刊行物を発行しようとするときは、その内容について、あらかじめ生徒会の許可を受けなければならない。
- (11) 学校の備品を許可なく校外に持ち出さないこと。

### 4. 休日中の学校使用

- (1) 休日中に校庭や校舎、学校の備品等を使用するときは必ず事前（平日）に事務室の許可を受け、終了したときは、その旨を届け出るものとする。

### 5. 校外生活

- (1) 飲酒、喫煙及び暴力行為をしてはならない。
- (2) 遊技場や、その他好ましくない場所に入りしない。
- (3) 深夜徘徊、外泊は禁止する。ただし、保護者同伴を除く。
- (4) 男女交際は健全を旨とすること。
- (5) カラオケボックスは保護者同伴とする。

### 6. 環境整備

- (1) 校舎や備品は常に清潔にし、破損しないように使用すること。万一破損した場合は、学級担任に届け出て費用を弁償すること。
- (2) 校内の環境の美化をはかる。
- (3) 清掃は隅々まで行い、下校に際しては机、腰掛等を整理し、教室、廊下等の戸締まりをすること。

## 制服等に関する規定

1. 生徒は、所定の制服を着用すること。

2. 服装規定

(男子)

○制服 冬 服・本校指定の制服とする。

セーターを着用するときは学校指定のものとする。

中間服・本校指定のシャツ，およびセーターと冬服のズボンとする。

夏 服・本校指定の半袖開襟シャツとズボンとする。

○靴 白色を基調とした運動靴か黒革靴を着用する。

ただし，ハイカットは認めない。

○靴下 白・黒・濃紺（ワンポイントは可）とする。アンクルソックス及び素足は認めない。

(女子)

○制服 冬 服・本校指定の制服とする。

※スカートの長さは立て膝をして床につく長さとする。

セーターを着用するときは学校指定のものとする。その際は，ベストは着用しなくてもよい。

中間服・本校指定のシャツ・ブラウスに冬服のスカートかスラックスにネクタイとベスト，またはセーターを着用する。

夏 服・本校指定の制服とする。

○靴 男子と同じ。

○靴下 ストッキングは黒，ソックスは白・黒・濃紺（ワンポイントは可）とする。

ハイソックス，ルーズソックス，アンクルソックス及び素足は認めない。ただし，黒ストッキングを着用する場合のみソックスは黒とする。

3. 制服の着用期間

制服の着用期間については特に定めない。各自の体調等に合わせて，きちんと着用すること。

4. 防寒着等に関する規定

防寒着等の着用は冬制服着用時のみとする。ただし，自転車・単車通学生においてはこの限りではない。

5. 頭髪等身体の身だしなみに関する規定

頭髪に限らず生徒の身体的な部分については，他者に不快感を与えたり良識の範囲を超えない限り基本的に清潔感や品位を保つこととする。

(男子)

- (1) 奇抜な髪型・染色・脱色等は禁止する。
- (2) もみあげと髭については、清潔を旨とする。

(女子)

- (1) 奇抜な髪型・染色・脱色は禁止する。
- (2) 髪をくくるゴムは、黒・濃紺・茶色で装飾品のつかないものとする。
- (3) ヘアピンは黒色とし、色つきは認めない。大きなヘアピン及びリボンは許可しない。

## 6. その他

- (1) 体調不良その他の事由により異装を必要とする際は、学級担任の許可を受ける。
- (2) リップクリームは無色透明なものとする。化粧・マニキュア・コロン類は許可しない。  
学校に化粧道具を持参しない。
- (4) ネックレス・ブレスレット・指輪等の装飾品は禁止する。
- (5) 補助バッグは華美でないものとする。補助バッグだけの通学は認めない。  
(必ず指定カバンと一緒に使用すること)
- (6) 男女ともインナーは、無地で華美でなく制服から透けないものとする。
- (7) 眉毛を剃ったり、抜いたりすることは原則として認めない。ただし、うぶ毛の処理や清潔感を保つための処理は認める。
- (8) 爪については、長く伸ばさないこと。また、マニキュア・ネイル等は認めない。

### 生徒会自主規定（頭髪）

#### 1. 高校生らしい清潔な髪とする。次の事項は禁止する。

<男子>

- (1) ロングヘアー・角刈り・パーマ等
- (2) ツーブロックについては、極端にならないように、刈り上げ部を6mm以上の長さとする。
- (3) 眉毛にかかる髪
- (4) 制服の襟をかくす長いすそ髪
- (5) 長いもみあげ・ソリ込み・染髪

<女子>

- (1) パーマ・カール・染髪は許可しない。襟より長い髪はくくるか編むこと。
- (2) 学校に調髪用具（ヘアードライヤー・整髪料・鏡など）持参しない。  
ただし、くしは認める。